

災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定書

地震等の災害時におけるLPガスの二次災害を防止するため、87.44MHzラジオフューズ(一般社団法人東京府中FM)以下「甲」というと、一般社団法人東京都LPガス協会北多摩南部支部府中部会(以下「乙」という)は、災害時における市民への防災対策放送について、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法及び東京都地域防災計画の主旨に則り、甲は災害時にLPガスに関する防災対策の放送を行い、もってLPガスに起因する二次災害を防止して、甲及び乙が協働して市民の生命・財産を保護することを目的とする。

(放送)

第2条 当該放送は、甲の放送エリア内において、次に掲げる事態が発生した場合に行う。

- ① 震度5強以上の地震が発生した場合及び地域が同等の影響を受けた場合
- ② その他、台風や豪雨災害など緊急対策放送が必要な場合

(放送要請)

第3条 甲は乙の要請によることなく、第2条に掲げる事態が発生した場合、原則として直ちに放送することとする。

(放送の実施)

第4条 甲は放送の形式、時刻等をその都度決定し、放送する。放送に係る電波料は無料とする。

(放送の内容)

第5条 放送の要旨は、次の内容とする。

「〇時〇分ごろ、〇〇地域を震源とする震度〇の地震が発生しました。

(台風等の場合、「台風の接近(又は大雨)により、川が増水し、氾濫する恐れが高まっています。」)この地域でLPガスをお使いの皆さんは、身の安全を確保しつつ、

- ① LPガスの燃焼器具の火を消して、ガス栓(コック)を閉めてください。
- ② 余震に十分注意し、戸外のLPガス容器のバルブを閉めてください。
- ③ LPガスの使用再開にあたっては、LPガス販売店の点検を受け、安全が確認されてから使用してください。

(放送の呼び掛け)

第6条 放送による呼び掛けは、可能な範囲内で繰り返し行うこととし、継続の判断は甲の判断に委ねる。

(放送の習熟)

第7条 本協定の実効性を高めるために、甲及び乙は平常時から災害時の放送に関する習熟に努めることとする。

(その他)

第8条 この協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

附則

この協定は、令和4年4月20日から適用する。

この協定の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、1通を保有するものとする。

令和4年4月19日

甲 東京都府中市府中町1-30-3
オークワンビル1階
一般社団法人東京府中FM
代表理事 富士 行理

乙 東京都府中市押立町3-28-30
一般社団法人東京都LPガス協会
北多摩南部支部
支部長 高橋 淳二